

復興大臣 吉野 正芳 様
文部科学大臣 松野 博一 様
環境大臣 山本 公一 様
福島県知事 内堀 雅雄 様

2017年6月 日

全国保養団体の公的支援を求める要望書

東京電力福島第一原発事故以降、全国の多くの民間団体が市民レベルで、福島県又はその近隣の子どもたちや保護者のニーズに応え、野外活動を中心とする保養プログラムを実施してきました。

7年目を迎え、保養参加者は1年間で延べ9000人以上と依然として多く、希望者はさらにそれ以上であるのに対し、全国各地の団体は、人的にも資金的にも疲弊してきている状況が分かっています。（「保養実態調査」資料①・③）

また、復興・帰還政策の中で、避難から帰還された方にとって、保養プログラムは安心して福島で暮らすために大変重要な機会であり、今までの希望者に加え、さらに希望者が増えている状況です。（資料②）

本来、「原発事故子ども・被災者支援法」に法り、国の制度としてすべての子どもたちに同様の機会が保障されることが望ましいのですが、現段階では私たち市民レベルでの保養が1団体でも多く、1年でも長く継続することが求められております。（資料④）

私たち市民レベルの保養団体も、一人でも多くの子どもたちが保養の機会を享受できるよう、安全管理を徹底するなどお互いに情報を交換し合い、保養の質の向上に尽力する所存です。

国や福島県におかれましても、是非、下記要望に耳を傾けていただきたくお願いいたします。

< 要望 >

原発事故子ども・被災者支援法に基づき、「保養」を国の制度に位置付けてください。

当面の間、全国で多くの民間団体が実施している保養プログラムに公的支援をお願いします。

資料① 「保養実態調査報告書」
資料② 「保養参加者の声」
資料③ 実態調査報告書概要
資料④ 子ども被災者支援法抜粋

賛同団体

資料①「保養実態調査報告書」(リフレッシュサポート・311 受入全国協議会による調査) 別添付

資料②「保養参加者の声」別添付

資料③ 保養実態調査概要(「保養実態調査報告書」より要約)

■調査の目的

- (1)全国で行われている保養について、近年の実施数、参加者数などの概要を調査すること
- (2)保養に取り組む団体が直面している課題を集約し、可視化すること
- (3)保養に対する公的支援が、どの程度利用できているか明らかにすること

■対象 :2014年11月1日から2015年10月31日までに、原発事故の影響があった地域から子ども(保護者も含む)の保養受け入れを行った、団体の代表者・事務局長など。

■期間と回答 :調査の保養開催期間を1年間に絞り、234団体にアンケート用紙を送り、107団体から回答を得た。(回収率45.7%)

◆保養団体概要

北海道から沖縄まで全国にあり、69%が任意団体、法人格を持つ団体の41%がNPO法人。団体立ち上げは2012年が最も多く、既存の団体が保養活動を始めたケースも多い。

◆団体スタッフ

運営スタッフは5~10人が最も多く、ボランティア数は実施日数に比例する。有給スタッフを持たない団体が69%をしめ、有給スタッフを持つ団体のほとんどが他の事業も行っている。40~50代の女性が多い傾向にある。

◆団体の財政状況

50~200万円の予算規模が多く47.66%。収入については71%が寄付金、15%が助成金、参加費は4%。寄付金に大きく頼った活動だが、年々寄付金収入は減少傾向にあり、支出では、参加者交通費が40%を占める。

◆プログラム型保養

年1回開催が65%、年2回が19%。平均参加者数は27.2人で、平均滞在日数は5.3日、応募者に対して受入可能な数は少なく、7割程度の人しか保養に行けていない。

◆参加者の属性

保護者同伴が最も多いが、共働き世代やシングルマザーは保養に行きにくい問題がある。中高生は部活の関係で保養に参加できにくい傾向にあり、兄弟姉妹の年令差が大きい場合、受け入れ先が少ない傾向にある。参加者の居住地は福島県中通りが最も多く、次いで浜通り。北関東、南関東や強制避難、自主避難者も参加している。

◆参加費と経費

「参加費あり」が71%。一人当たりの受け入れにかかる直接費・間接費含め1プログラムで平均79,391円。

◆主な課題

活動資金不足、スタッフの人数不足、支援に対する関心の低下などが上げられ、その他にもマッチングが上手くいかないやスタッフの疲弊、無償で先が見えないボランティア活動をやる気のみで継続している団体が多い。

◆改善希望点

国や自治体で保養をやってほしいとの声が多く、当事者の需要に対し行政の代わりに保養を受け入れ続けていると考える団体が多数ある。

◆ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業

その活用は12%と低く、福島県の団体が申請主体であること、6泊7日以上であることがハードルになっている。

資料④「子ども・被災者支援法」抜粋

1条

当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者(以下「被災者」という。)が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められていることに鑑み、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策

2条 第5項

子ども(胎児を含む。)が放射線による健康への影響を受けやすいことを踏まえ、その健康被害を未然に防止する観点から放射線量の低減及び健康管理に万全を期することを含め、子ども及び妊婦に対して特別の配慮がなされなければならない。

8条 第1項

国は、支援対象地域で生活する被災者を支援するため、…(中略)…自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策…(中略)…を講ずるものとする。